

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
表紙	<p data-bbox="439 347 922 400">業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="539 459 824 491">平成 30 年 版</p> <p data-bbox="584 1070 775 1102">平成30年10月</p> <p data-bbox="533 1166 831 1206">静岡県交通基盤部</p>	<p data-bbox="1420 347 1904 400">業務委託共通仕様書</p> <p data-bbox="1518 459 1803 491">令和元年 版</p> <p data-bbox="1563 1070 1753 1102">令和元年 7 月</p> <p data-bbox="1512 1166 1809 1206">静岡県交通基盤部</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
測量-3	<p>第135条 履行報告19</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更19</p> <p>第137条 低入札業務において講ずる措置19</p> <p>第138条 行政情報流出防止対策の強化20</p> <p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場所の措置22</p> <p>(2) 測量作業共通仕様書(港湾・漁港)23</p> <p>第140条 深浅測量23</p> <p>第141条 水路測量27</p> <p>第142条 汀線測量32</p> <p>第143条 地形測量33</p> <p>第144条 磁気探査33</p> <p>第145条 潜水探査35</p>	<p>第135条 履行報告19</p> <p>第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更19</p> <p>第137条 低入札業務において講ずる措置19</p> <p>第138条 行政情報流出防止対策の強化20</p> <p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場所の措置22</p> <p>第140条 保険加入の義務22</p> <p>(2) 測量作業共通仕様書(港湾・漁港)23</p> <p>第141条 深浅測量23</p> <p>第142条 水路測量27</p> <p>第143条 汀線測量32</p> <p>第144条 地形測量33</p> <p>第145条 磁気探査33</p> <p>第146条 潜水探査35</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
測量-8	<p>1 測量作業共通仕様書 (1) 測量作業共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、10日(休日等を除く)以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	<p>1 測量作業共通仕様書 (1) 測量作業共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、10日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、10日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、テクリスの受注時登録は、入札情報サービス(PPI)の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。 登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員へメール送信される。 なお、変更時と完了時の間が、15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
測量-9	<p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せ(対面)の想定回数は、設計図書による。</p>
測量-10	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者へ貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>
測量-12	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「測量成果電子納品要領(国土交通省・平成30年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県電子納品運用ガイドライン(平成30年2月)(以下「ガイドライン」という。)」に基づくものとする。</p>	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「測量成果電子納品要領(国土交通省・平成30年3月)(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン(静岡県・平成31年3月)(以下「ガイドライン」という。)」に基づくものとする。</p>
	<p>第120条 検査</p> <p>2. 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	<p>第120条 検査</p> <p>2. 発注者は、測量作業の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
測量-15	<p>第129条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第129条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>
測量-18	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成29年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>
測量-20	<p>第137条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>	<p>第137条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有していること。</p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>
測量-22	<p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p>	<p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講ずることがある。</p> <p>4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。</p> <p>第140条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
測量-23	<p>第140条 深浅測量</p> <p>3. 基準点測量 受注者は、測量に用いる基準点として、地方整備局または海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。ただし、やむを得ない事由により前述の既設点を使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。</p>	<p>第141条 深浅測量</p> <p>3. 基準点測量 受注者は、測量に用いる基準点として、静岡県、地方整備局または海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。ただし、やむを得ない事由により前述の既設点を使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。</p>
測量-27	<p>第141条 水路測量</p> <p>1. 適用の範囲 本節は、海洋情報部と地方整備局等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>	<p>第142条 水路測量</p> <p>1. 適用の範囲 本節は、海洋情報部と静岡県等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。</p>
	<p>2. 測量準備 測量準備は、第140条深浅測量2. 測量準備を適用する。</p>	<p>2. 測量準備 測量準備は、第141条深浅測量2. 測量準備を適用する。</p>
	<p>3. 基準点測量 (1) 基準点測量は、第140条深浅測量3. 基準点測量を適用するものとする。 (2) 最低水面及び平均水面は、第140条深浅測量5. 水深測量、(2) 最低水面及び平均水面を適用するものとする。</p>	<p>3. 基準点測量 (1) 基準点測量は、第141条深浅測量3. 基準点測量を適用するものとする。 (2) 最低水面及び平均水面は、第141条深浅測量5. 水深測量、(2) 最低水面及び平均水面を適用するものとする。</p>
	<p>4. 簡易検潮等 簡易検潮等は、第140条深浅測量4. 簡易検潮等を適用する。</p>	<p>4. 簡易検潮等 簡易検潮等は、第141条深浅測量4. 簡易検潮等を適用する。</p>
	<p>5. 水深測量 (1) 検潮 検潮は、第140条深浅測量5. 水深測量(1) 検潮を適用する。</p>	<p>5. 水深測量 (1) 検潮 検潮は、第141条深浅測量5. 水深測量(1) 検潮を適用する。</p>
	<p>(3) 海上潮位は、第140条深浅測量5. 水深測量(3) 水深測量2) 海上潮位を適用する。</p>	<p>(3) 海上潮位は、第141条深浅測量5. 水深測量(3) 水深測量2) 海上潮位を適用する。</p>
測量-28	<p>(4) 測深 2) 測深及び水深改正 測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、第140条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、3) 測深、②測深及び水深改正を適用する。</p>	<p>(4) 測深 2) 測深及び水深改正 測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、第141条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、3) 測深、②測深及び水深改正を適用する。</p>
	<p>3) 作業条件は、第140条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、3) 測深、③作業条件を適用する。</p>	<p>3) 作業条件は、第141条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、3) 測深、③作業条件を適用する。</p>
測量-32	<p>7. 適用の範囲 (2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。</p>	<p>7. 適用の範囲 (2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。</p>
	<p>4) 測量資料 ※4 驗潮器を設置した場合</p>	<p>4) 測量資料 ※4 検潮器を設置した場合</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
測量-32	第142条 汀線測量 2. 測量準備 測量準備は、第140条深浅測量2. 測量準備を適用する。	第143条 汀線測量 2. 測量準備 測量準備は、第141条深浅測量2. 測量準備を適用する。
	3. 基準点測量 基準点測量は、第140条深浅測量3. 基準点測量を適用する。	3. 基準点測量 基準点測量は、第141条深浅測量3. 基準点測量を適用する。
測量-33	6. 照査 照査は、第140条深浅測量8. 照査を適用する。	6. 照査 照査は、第141条深浅測量8. 照査を適用する。
	第143条 地形測量 2. 測量準備 測量準備は、第140条深浅測量2. 測量準備を適用する。	第144条 地形測量 2. 測量準備 測量準備は、第141条深浅測量2. 測量準備を適用する。
	3. 地形測量 TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成25年3月29日国土交通省告示第286号)を準用する。	3. 地形測量 TS等を用いる方法による細部測量については、国土交通省公共測量作業規定による。なお、国土交通省公共測量作業規程は、作業規程の準則(平成28年3月31日国土交通省告示第565号)を準用する。
	4. 成果 成果は、第142条汀線測量5. 成果を適用する。	4. 成果 成果は、第143条汀線測量5. 成果を適用する。
	5. 照査 照査は、第140条深浅測量8. 照査を適用する。	5. 照査 照査は、第141条深浅測量8. 照査を適用する。
	第144条 磁気探査 3. 基準点測量 基準点測量は、第140条深浅測量3. 基準点測量を適用する。	第145条 磁気探査 3. 基準点測量 基準点測量は、第141条深浅測量3. 基準点測量を適用する。
測量-34	4. 磁気探査 (2) 磁気探査 2) 磁気探査位置の測定方法は、第140条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、2) 海上潮位を適用するものとする。	4. 磁気探査 (2) 磁気探査 2) 磁気探査位置の測定方法は、第141条深浅測量5. 水深測量、(3) 水深測量、2) 海上潮位を適用するものとする。
測量-35	第145条 潜水探査 2. 探査準備 測量準備は、第140条深浅測量2. 探査準備を適用する。	第146条 潜水探査 2. 探査準備 測量準備は、第141条深浅測量2. 測量準備を適用する。

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正	
地質・土質-3	第131条 守秘義務18	第131条 守秘義務18	
	第132条 個人情報の取扱い19	第132条 個人情報の取扱い19	
	第133条 安全等の確保20	第133条 安全等の確保20	
	第134条 臨機の措置21	第134条 臨機の措置21	
	第135条 履行報告.....22	第135条 履行報告22	
	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更22	第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更22	
	第137条 低入札業務において講ずる措置22	第137条 低入札業務において講ずる措置22	
	第138条 行政情報流出防止対策の強化23	第138条 行政情報流出防止対策の強化23	
	第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場所の措置24	第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場所の措置24	
		第140条 保険加入の義務24	
	第2章 機械ボーリング (以下省略)	第2章 機械ボーリング (以下省略)	
	地質・土質-5	(2) 地質・土質調査業務共通仕様書(港湾・漁港)49	(2) 地質・土質調査業務共通仕様書(港湾・漁港)49
		第1章 土質調査業務49	第1章 土質調査業務49
		第1節 土質調査49	第1節 土質調査49
第1101条 土質調査49		第1201条 土質調査49	
第2節 音波探査55		第2節 音波探査56	
第1102条 音波探査55		第1202条 音波探査56	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
地質・土質-12	<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>(1) 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	<p>2 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>(1) 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、テクリスの受注時登録は、入札情報サービス（PPI）の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員へメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
地質・土質-12	<p>第112条 打合せ等</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、設計図書による。</p>
地質・土質-13	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>第114条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者へ貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>
地質・土質-15	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県電子納品運用ガイドライン（平成30年2月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>	<p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果品を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・平成31年3月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>
		<p>5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、「一般財団法人国土盤情報センター」による検定を受けたうえで、発注者に提出するとともに、国土盤情報データベースに登録しなければならない。なお、受注者は、納品の際に「一般財団法人国土盤情報センター」から受領した検定証明書を「要領」のOTHERSフォルダに検定証明書を格納することで、成果が検定済みであることを報告する。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
地質・土質-15	<p>第120条 検査</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>	<p>第120条 検査</p> <p>2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p>
地質・土質-18	<p>第129条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第129条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>
地質・土質-20	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課・平成29年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>
地質・土質-23	<p>第137条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>	<p>第137条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有していること。</p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
地質・土質-25	<p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。</p>	<p>第139条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講ずることがある。</p>
		<p>第140条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
地質・土質-40	<p>第802条 業務内容</p>	<p>第802条 業務内容</p> <p>7. 照査</p> <p>計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</p>
	<p>7. 報告書作成</p> <p>受注者は、成果物として件名、調査場所、調査期間、調査位置図と調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p>8. 報告書作成</p> <p>受注者は、成果物として件名、調査場所、調査期間、調査位置図と調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>
地質・土質-49	<p>(2) 地質・土質調査業務共通仕様書(港湾・漁港)</p> <p>第1101条 土質調査</p> <p>3. 位置測量</p> <p>(2) 受注者は、調査地点は、調査地点の測量に際して測量作業共通仕様書第140条 深淺測量3. 基準点測量に準ずるものとし、資料を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>(2) 地質・土質調査業務共通仕様書(港湾・漁港)</p> <p>第1201条 土質調査</p> <p>3. 位置測量</p> <p>(2) 受注者は、調査地点は、調査地点の測量に際して測量作業共通仕様書第141条 深淺測量3. 基準点測量に準ずるものとし、資料を監督員に提出しなければならない。</p>
	<p>6. 台船方式ボーリング</p> <p>台船方式ボーリングは、第1101条土質調査 5. ボーリングを適用する。</p>	<p>6. 台船方式ボーリング</p> <p>台船方式ボーリングは、第1201条土質調査 5. ボーリングを適用する。</p>
地質・土質-50	<p>8. 台船方式原位置試験</p> <p>台船方式原位置試験は、第1101条土質調査 7. 原位置試験を適用する。</p>	<p>8. 台船方式原位置試験</p> <p>台船方式原位置試験は、第1201条土質調査 7. 原位置試験を適用する。</p>
地質・土質-52	<p>10. 岩盤試料採取</p> <p>岩盤試料採取は、第1101条土質調査 7. 原位置試験(7) 観察試料の採取を適用する。</p>	<p>10. 岩盤試料採取</p> <p>岩盤試料採取は、第1201条土質調査 7. 原位置試験(7) 観察試料の採取を適用する。</p>
	<p>11. 土質試験</p> <p>(2) 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。</p>	<p>11. 土質試験</p> <p>(2) 受注者は、設計図書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
地質・土質-55	<p>12. 成果 (2) 成果 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を監督員に提出しなければならない。 ・ 件名 ・ 調査場所 ・ 調査期間 ・ 調査位置図 ・ 土質断面図 ・ 土質柱状図 ・ 土質試験結果 ・ サンプル記録 原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。</p> <p>13. 照査 (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</p> <p>第1102条 音波探査 2. 探査準備 探査準備は、第1101条土質調査 2. 準備を適用する。</p> <p>3. 位置測量 基準点測量は、第1101条土質調査 3. 位置測量を適用する。</p>	<p>12. 成果 (2) 成果 2) 受注者は、成果品として次に掲げる内容を記載した報告書を監督員に提出しなければならない。 ・ 件名 ・ 調査場所 ・ 調査期間 ・ 調査位置図 ・ 土質断面図 ・ 土質柱状図 ・ 土質試験結果 ・ サンプル記録 ・ 土質定数深度分布(土性図) 原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。</p> <p>(3) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。 受注者は、地盤情報の公開の可否について、成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、「国土地盤情報データベース検定費」として計上する。 受注者は、電子納品の際に「一般財団法人国土地盤情報センター」から受領した検定証明書を「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)」に規定されるOTHERSフォルダに検定証明書を格納することで、成果が検定済みであることを報告する。</p> <p>13. 照査 (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</p> <p>第1202条 音波探査 2. 探査準備 探査準備は、第1201条土質調査 2. 準備を適用する。</p> <p>3. 位置測量 基準点測量は、第1201条土質調査 3. 位置測量を適用する。</p>
地質・土質-56	<p>4. 音波探査 (1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。</p> <p>(4) 音波探査 3) 水深測量は、測量作業共通仕様書第140条 深浅測量 5. 水深測量を適用する。</p>	<p>4. 音波探査 (1) 受注者は、設計図書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。</p> <p>(4) 音波探査 3) 水深測量は、測量作業共通仕様書第141条 深浅測量 5. 水深測量を適用する。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
地質・土質-56	<p>5. 解析 受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。</p>	<p>5. 解析 受注者は、設計図書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。</p>
	<p>7. 照査 (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</p>	<p>7. 照査 (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
共通編-1	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 ----- 3</p> <p> 第1101条 適用 ----- 3</p> <p> (以下省略)</p> <p> 第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ----- 19</p> <p>第2章 設計業務等一般 ----- 21</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 ----- 3</p> <p> 第1101条 適用 ----- 3</p> <p> (以下省略)</p> <p> 第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ----- 19</p> <p> 第1139条 保険加入の義務 ----- 20</p> <p>第2章 設計業務等一般 ----- 21</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
共通編-7	<p>3 土木設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提示しなければならない。</p>	<p>3 土木設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1110条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、テクリスの受注時登録は、入札情報サービス（PPI）の入札結果に添付されている連携用XMLデータを利用して登録することが望ましい。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。</p> <p>登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員へメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
共通編-8	<p>第1111条 打合せ等</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書または数量総括表による。</p>	<p>第1111条 打合せ等</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、設計図書による。</p>
共通編-9	<p>第1113条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。</p>	<p>第1113条 資料等の貸与及び返却</p> <p>1. 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者へ貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。</p>
共通編-10	<p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県電子納品運用ガイドライン（平成30年2月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>	<p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・平成28年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン（静岡県・平成31年3月）（以下「ガイドライン」という。）」に基づくものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
共通編-11	<p>第1119条 検査</p> <p>2. 発注者は、設計業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査員は、静岡県委託業務検査要領に基づき監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン・委託業務編」を参考にするものとする。</p>	<p>第1119条 検査</p> <p>2. 発注者は、設計業務の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査員は、静岡県委託業務検査要領に基づき監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。なお、電子納品の検査時の対応についてはガイドラインに基づくものとする。</p>
	<p>第1120条 修補</p> <p>3. 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は第120条の規定を準用する。</p>	<p>第1120条 修補</p> <p>3. 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は第1119条の規定を準用する。</p>
	<p>第1121条 条件変更等</p> <p>2. (1) 第117条第1項に定める現地に立入りが不可能となった場合</p>	<p>第1121条 条件変更等</p> <p>2. (1) 第1116条第1項に定める現地に立入りが不可能となった場合</p>
共通編-13	<p>第1128条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>	<p>第1128条 再委託</p> <p>2. 約款第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
共通編-17	<p>第1136条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>④落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑤契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑥当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑦要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑧入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑨第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>	<p>第1136条 低入札業務において講ずる措置</p> <p>1. 品質確保のための措置</p> <p>(2) 第三者照査等を実施する者の要件</p> <p>③契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の80%以上を有していること。</p> <p>④静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けてないこと。</p> <p>⑤落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。</p> <p>⑥契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。</p> <p>⑦当該入札に参加した者でないこと。</p> <p>⑧要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。</p> <p>⑨入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等請け負わせていないこと。</p> <p>⑩第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。</p>
共通編-20	<p>第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。</p>	<p>第1138条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、入札参加停止等の措置を講ずることがある。</p> <p>第1139条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>
共通編-21	<p>第1202条 現地踏査</p> <p>2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書または数量総括表による。</p>	<p>第1202条 現地踏査</p> <p>2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は設計図書による。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正		
共通編-26	主要技術基準及び参考図書 〔1〕 共通			主要技術基準及び参考図書 〔1〕 共通		
	11	土木工事共通仕様書	国土交通省 H30.3	11	土木工事共通仕様書	国土交通省 H31.3
	12	地盤調査の方法と解説	地盤工学会 H29.3	12	地盤調査の方法と解説 (2分冊)	地盤工学会 H25.3
共通編-27	29	2013年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会 H25.10	29	2018年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会 H30.10
	38	2016年制定トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	土木学会 H28.8	38	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔山岳工法編〕・同解説	土木学会 H28.8
	39	2016年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	土木学会 H28.8	39	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔シールド工法編〕・同解説	土木学会 H28.8
	40	2016年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	土木学会 H28.8	40	2016年制定トンネル標準示方書〔共通編〕・同解説／〔開削工法編〕・同解説	土木学会 H28.8
共通編-29				99	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル検討委員会 H22.3
				100	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集)地盤汚染対応技術検討委員会 H24.4
				101	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集) H17.12
				102	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修)土木研究センター(編集) H21.10
				103	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 H30.6
				104	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 H30.6

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正				
共通編-29				105	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31.1	
	〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係			〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係				
	5	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H26.4	5	国土交通省河川砂防技術基準 調査編	国土交通省	H30.3
15	数字でみる港湾2017	日本港湾協会	H29.7	15	数字でみる港湾2018	日本港湾協会	H30.7	
共通編-31	57	港湾調査指針(改訂)	日本港湾協会	S62.6		削除		
	58	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3	57	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会	H3.3
	59	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10	58	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会	H17.10
	60	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3	59	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター	H3.3
	61	農地防災事業便覧平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1	60	農地防災事業便覧平成10年度版	農地防災事業研究会	H11.1
	62	漁港計画の手引平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11	61	漁港計画の手引平成4年度改訂版	全国漁港協会	H4.11
	63	漁港海岸事業設計の手引平成25年度版	全国漁港協会	H25.11	62	漁港海岸事業設計の手引平成25年度版	全国漁港協会	H25.11
	64	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8	63	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部	H3.8
	65	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9	64	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H6.9
	66	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1	65	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部	H3.1
	67	改訂版砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10	66	改訂版砂防設計公式集(マニュアル)	全国治水砂防協会	S59.10
	68	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3	67	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課	H27.3
	69	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7	68	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター	H15.7
	70	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9	69	鋼製砂防構造物設計便覧(平成21年版)	砂防・地すべり技術センター	H21.9

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-31	71	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領 (案)	建設省河川局砂防部	H11.4	70	土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領 (案)	建設省河川局砂防部	H11.4
	72	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5	71	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会	H20.5
共通編-32	73	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例－急傾斜地崩壊防止工事技術指針－	全国治水砂防協会	H19.9	72	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例－急傾斜地崩壊防止工事技術指針－	全国治水砂防協会	H19.9
	74	ダム事業の手引き (平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4	73	ダム事業の手引き (平成元年度版)	ダム技術センター	H元.4
	75	フィルダムの耐震設計指針 (案)	国土開発技術研究センター	H3.6	74	フィルダムの耐震設計指針 (案)	国土開発技術研究センター	H3.6
	76	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6	75	多目的ダムの建設	ダム技術センター	H17.6
	77	改訂3版コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7	76	改訂3版コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター	H22.7
	78	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7	77	ルジオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター	H18.7
	79	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き (平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3	78	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き (平成23年改訂版)	電力土木技術協会	H23.3
	80	ダムの地質調査	土木学会	S62.6	79	ダムの地質調査	土木学会	S62.6
	81	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4	80	ダムの岩盤掘削	土木学会	H4.4
	82	原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－せん断試験法－孔内載荷試験法－	土木学会	H12.12	81	原位置岩盤試験法の指針－平板載荷試験法－せん断試験法－孔内載荷試験法－	土木学会	H12.12
	83	軟岩の調査・試験の指針 (案) ～1991年版～	土木学会	H3.11	82	軟岩の調査・試験の指針 (案) ～1991年版～	土木学会	H3.11
	84	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5	83	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局	H20.5
	85	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10	84	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局	H18.10
	86	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8	85	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課	H18.8
	87	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2	86	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	H19.2

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-32	88	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1	87	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁	H18.1
	89	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3	88	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省	H26.3
	90	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8	89	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター	H13.8
	91	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3	90	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省	H16.3
	92	ダム湖利用実態調査調査マニュアル(案)	建設省河川局	—	91	ダム湖利用実態調査調査マニュアル(案)	建設省河川局	—
	93	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10	92	試験湛水実施要領(案)	国土交通省	H11.10
	94	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6	93	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター	H24.6
	95	改訂版巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2	94	改訂版巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター	H24.2
	96	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7	95	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)	国土交通省	H21.7
	97	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3	96	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他	H18.3
共通編-33	98	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9	97	正常流量検討の手引き(案)	国土交通省	H19.9
	99	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5	98	洪水予測システムチェックリスト(案)	国土技術政策総合研究所	H22.5
	100	浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7	99	浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)	国土交通省	H27.7
	101	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1	100	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	国土交通省	H26.1
	102	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4	101	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省	H28.4
	103	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	102	砂防基本計画策定指針(土石流・流木対策編)解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
	104	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4	103	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所	H28.4
	105	多自然川づくりポイントブックⅢ中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10	104	多自然川づくりポイントブックⅢ中小河川に関する河道計画の技術基準;解説	リバーフロント整備センター	H23.10

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正				
共通編-33	106	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6	105	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き(案)	国土交通省	H17.6
	107	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3	106	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省	H28.3
	108	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2	107	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター	H14.2
	109	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11	108	海岸施設設計便覧2000年版	土木学会	H12.11
	110	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3	109	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会	H15.3
	111	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.3	110	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H16.3
	112	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10	111	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2.00	国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室	H24.10
	113	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5	112	津波の河川遡上解析の手引き(案)	国土技術研究センター	H19.5
	114	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver. 3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4	113	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver. 3.1)	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H28.4
	115	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3	114	海岸における水防警報の手引き(案)	国土交通省河川局防災課・海岸室	H22.3
116	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6	115	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局	H21.6	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正		
共通編-33	117	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 H26.3	116	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 H26.3
	118	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3	117	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3
共通編-34	119	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3	118	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3
	120	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3	119	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H24.3
	121	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部 H11.8	120	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	建設省砂防部 H11.8
	122	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H26.6	121	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部 H26.6
	123	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部 H27.2	122	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土保全局砂防部、気象庁予報部 H27.2
	124	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所 H17.6	123	国土交通省河川局砂防部と気象庁予報部の連携による土砂災害警戒基準雨量の設定手法(案)	国土交通省河川局砂防部、気象庁予報部、国土交通省国土技術政策総合研究所 H17.6
	125	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター H17.7	124	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター H17.7

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-34	126	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H27.4	125	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H27.4
	127	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4	126	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省河川局砂防部	H19.4
	128	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3	127	火山噴火に起因した土砂災害予想区域図作成の手引き(案)	国土交通省水管理・国土保全局砂防部	H25.3
	129	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1	128	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省河川局砂防部	H20.1
	130	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2	129	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン(案)	国土交通省河川局砂防部保全課	H22.2
	131	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4	130	山地河道における流砂水文観測の手引き(案)	国土交通省国土技術政策総合研究所	H24.4
	132	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1	131	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所	H25.1
	133	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6	132	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H24.6
	134	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1	133	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所	H21.1
	135	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12	134	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所	H20.12
136	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11	135	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所	H20.11	
共通編-35	137	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7	136	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所	H17.7
	138	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12	137	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター	H28.12
	139	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2	138	集落雪崩対策工事技術指針	雪センター	H8.2
	140	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所 寒地土木研究所	H22.3	139	北海道の地域特性を考慮した雪崩対策の技術資料(案)	土木研究所 寒地土木研究所	H22.3
	141	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防課	H4.4	140	火山砂防策定指針	建設省河川局砂防課	H4.4

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-35	142	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9	141	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所	H26.9
	143	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11	142	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局	H23.11
	144	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H26.9	143	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課	H26.9
	145	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4	144	海岸保全施設耐震点検マニュアル	農林水産省・水産庁・運輸省・建設省	H7.4
	146	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3	145	河川堤防設計指針	国土交通省河川局	H19.3
	147	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2	146	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター	H24.2
	148	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6	147	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局	H25.6
	149	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3	148	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)	国土交通省	H27.3
	150	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3	149	水文観測業務規程	国土交通省	H29.3
	151	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29.3	150	水文観測業務規程細則	国土交通省水管理・国土保全局	H29.3
	152	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3	151	水文観測データ統計処理要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3
	153	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3	152	水文観測データ品質照査要領	国土交通省水管理・国土保全局	H26.3
	154	水文観測	全日本建設技術協会	H14	153	水文観測	全日本建設技術協会	H14
	155	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9	154	絵でみる水文観測	中部建設協会	H13.9
	156	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6	155	流量観測の高度化マニュアル(高水流量観測編)	土木研究所	H28.6
	157	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3	156	河川結氷時の流量推定手法マニュアル(案)	寒地土木研究所	H24.3
158	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局	H28.3	157	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局	H28.3	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-35	159	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3	158	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター	H12.3
共通編-37	〔3〕道路関係				〔3〕道路関係			
	58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H16.4	58	道路橋支承便覧	日本道路協会	H30.12
共通編-38	75	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会	H5.11		削除		
	76	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6	75	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(改訂版)	日本道路協会	H27.6
	77	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11	76	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会	H28.11
	78	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2	77	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会	H21.2
	79	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10	78	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会	H8.10
	80	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2	79	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会	H21.2
	81	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9	80	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会	H13.9
	82	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2	81	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会	H18.2
	83	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12	82	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会	H4.12
	84	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	83	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
	85	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2	84	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会	H18.2
	86	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10	85	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会	H8.10
	87	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11	86	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会	H22.11
	88	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9	87	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会	S59.9
	89	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9	88	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会	S61.9
	90	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.7	89	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	S57.7
	91	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	H27.3	90	鉄鋼スラグ路盤設計施工指針	鉄鋼スラグ協会	H27.3
	92	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H19.3	91	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会	H29.3
	93	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7	92	設計要領第一集 舗装保全編・舗装建設編	NEXCO	H29.7

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正				
共通編- 39	94	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3	93	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省	H27.3
	95	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5	94	併用軌道構造設計指針	日本道路協会	S37.5
	96	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4	95	舗装性能評価法－必須および主要な性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
	97	舗装性能評価法－必須に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4	96	舗装性能評価法－必須に応じ定める性能指標の評価法編－	日本道路協会	H25.4
	98	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7	97	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会	S53.7
	99	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H22.1	98	舗装調査・試験法便覧(全4分冊)	日本道路協会	H31.3
	100	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9	99	道路震災対策便覧(震前対策編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H18.9
	101	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3	100	道路震災対策便覧(震災復旧編)平成18年度改訂版	日本道路協会	H19.3
	102	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1	101	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会	H23.1
	103	落石対策便覧	日本道路協会	H12.6	102	落石対策便覧	日本道路協会	H29.12
	104	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3	103	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会	H28.3
	105	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3	104	道路土工構造物技術基準	国土交通省	H27.3
					105	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会	H29.3
	106	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5	106	道路防雪便覧	日本道路協会	H2.5
	107	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3	107	共同溝設計指針	日本道路協会	S61.3
	108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3	108	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター	H6.3
	109	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10	109	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所	S59.10
	110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8	110	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所	H5.8
	111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.12	111	防護柵の設置基準・同解説	日本道路協会	H28.12
	112	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3	112	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会	H16.3
113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S61.1	113	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会	S61.1	
114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	114	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会	S59.10	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正		
共通編- 39	115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会 H19.10	115	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会 H19.10
	116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会 H28.3	116	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会 H31.3
	117	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省 H27.3	117	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省 H27.3
	118	道路反射鏡設置指針	日本道路協会 S55.12	118	道路反射鏡設置指針	日本道路協会 S55.12
	119	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会 S60.9	119	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会 S60.9
	120	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会編 H25.2	120	道路標識ハンドブック(2012年度版)	全国道路標識・標示業協会編 H25.2
	121	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編 H25	121	路面標示ハンドブック	全国道路標識・標示業協会編 H25
	122	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会 H4.11	122	駐車場設計・施工指針同解説	日本道路協会 H4.11
	123	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会 H11.9	123	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会 H11.9
	124	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所 H29.11	124	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所 H29.11
	125	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所 H29.11	125	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所 H29.11
	126	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所 H21.6	126	平成21年度道路環境センサ調査要領	道路局地方道環境課、国土技術政策総合研究所 H21.6
127	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会 H19.1	127	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会 H19.1	
共通編- 40	128	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター H8.8	128	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター H8.8
	129	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター H8.8	129	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター H8.8
	130	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター H8.12	130	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター H8.12
	131	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター H19.9	131	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター H19.9
	132	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局 国道・防災課 H16.3	132	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局 国道・防災課 H16.3
	133	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課 H26.6	133	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課 H31.3

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正				
共通編-40				134	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H30.6	
				135	舗装点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H29.3	
				136	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	
				137	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局 国道・防災課	H31.3	
				138	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会	H30.9	
	134	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局 国道・防災課	H28.12	139	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国土交通省道路局 国道・防災課	H28.12
	135	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3	140	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会	H24.3
	136	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7	141	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局	H25.7
	137	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7	142	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会	H15.7
	138	静岡県橋梁設計要領	静岡県交通基盤部 道路局	H26.7	143	静岡県橋梁設計要領	静岡県交通基盤部 道路局	H26.7
	139	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3	144	凸部狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局	H28.3
	140	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4	145	ラウンドアバウトマニュアル	交通工学研究会	H28.4
	141	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7	146	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局	H28.7
	142	橋梁点検マニュアル(平成27年度改訂)	静岡県交通基盤部 道路局道路整備課	H28.3	147	橋梁点検マニュアル(平成27年度改訂)	静岡県交通基盤部 道路局道路整備課	H28.3
〔4〕電気・機械・設備等			〔4〕電気・機械・設備等					
2	解説電気設備の技術基準 最終改正	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院	H28.9	
3	内線規程 JEAC8001-2018	日本電気協会	H28.10	3	内線規程 JEAC8001-2018	日本電気協会	H28.10	
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成29年版	国土交通省	H29.3	4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省	H31.3	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)			改正					
共通編-40	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成25年版	国土交通省	H25.11	5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会	H30.9	
	6	建築設備設計基準 平成27年版	国土交通省	H27.3	6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省	H30.3	
	7	公共建築工事標準仕様書 [建築工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3		削除			
					7	公共建築工事標準仕様書 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
					8	公共建築工事標準仕様書 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
	8	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3	9	公共建築設備工事標準図 [電気設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
	9	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成28年版	国土交通省	H28.3	10	公共建築設備工事標準図 [機械設備工事編] 平成31年版	国土交通省	H31.3	
	10	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	11	電気設備工事監理指針	公共建築協会	H28.10	
	11	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	国土交通省	H12.3	12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会	H12.3	
	12	通信鉄塔設計要領・同解説	国土交通省	H25.3	13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
	13	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	国土交通省	H25.3	14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
	14	光ファイバーケーブル施工要領・同解説	国土交通省	H25.3	15	光ファイバーケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会	H25.3	
	共通編-41	15	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9	16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会	H29.9
		16	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11	17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会	H29.11
17		電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会	H30.1	
18		雷害対策設計施工要領(案)・同解説	国土交通省	H18.11	19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会	H18.11	
19		電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	国土交通省	H18.11	20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会	H18.11	
20		機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3	21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省	H22.3	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正			
共通編-41	21	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3	22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省	H29.3
	22	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3	23	機械工事管理基準(案)	国土交通省	H29.3
	23	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
	24	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3	25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H27.3
	25	河川用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3	26	河川用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省	H30.3
	26	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3	27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省	H28.3
海岸編-13	第3編 海岸編 第1章 海岸構造物設計 第4節 突堤設計 第3109条 突堤予備設計 2. 業務内容 (15) 照査 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。				第3編 海岸編 第1章 海岸構造物設計 第4節 突堤設計 第3109条 突堤予備設計 2. 業務内容 (15) 照査 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。			

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
海岸編-51	第3136条 成果物	第3136条 成果物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>表 3.1.2 詳細設計成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計種別</th> <th rowspan="2">設計項目</th> <th rowspan="2">成果物項目</th> <th rowspan="2">縮尺</th> <th colspan="8">種類</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>堤防・護岸</th> <th>胸壁</th> <th>突堤</th> <th>離岸堤</th> <th>潜堤・人工リーフ</th> <th>消波堤</th> <th>津波防波堤</th> <th>砂浜</th> <th>付帯設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">詳細設計</td> <td rowspan="12">設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2500~ 1:50000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~ 1:1000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準断面図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1:50~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体構造詳細図</td> <td>1:20~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工詳細図</td> <td>1:20~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付帯工詳細図</td> <td>1:20~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1:50~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土工図</td> <td>1:100~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設構造物詳細図</td> <td>1:50~ 1:500</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算</td> <td></td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計報告書</td> <td>基本事項検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>基本諸元の決定・整理</td> </tr> <tr> <td>構造検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>本土工、基礎工</td> </tr> <tr> <td>景観検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>基本条件 詳細デザイン</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>施工計画 仮設計画</td> </tr> <tr> <td>パース</td> <td></td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>A-3 版の着色</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類								摘要	堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	詳細設計	設計図	位置図	1:2500~ 1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平面図	1:500~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		縦断面図	V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		横断面図	1:50~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本体構造詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		基礎工詳細図	1:20~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付帯工詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○				○	○			配筋図	1:50~ 1:200	○	○	○	○	○	○		○			土工図	1:100~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		仮設構造物詳細図	1:50~ 1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○		設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本土工、基礎工	景観検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン	施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画	パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色	<p>表 3.1.2 詳細設計成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計種別</th> <th rowspan="2">設計項目</th> <th rowspan="2">成果物項目</th> <th rowspan="2">縮尺</th> <th colspan="8">種類</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>堤防・護岸</th> <th>胸壁</th> <th>突堤</th> <th>離岸堤</th> <th>潜堤・人工リーフ</th> <th>消波堤</th> <th>津波防波堤</th> <th>砂浜</th> <th>付帯設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">詳細設計</td> <td rowspan="12">設計図</td> <td>位置図</td> <td>1:2500~ 1:50000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>1:500~ 1:1000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準断面図</td> <td>1:100 または 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断面図</td> <td>V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断面図</td> <td>1:50~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本体構造詳細図</td> <td>1:20~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎工詳細図</td> <td>1:20~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付帯工詳細図</td> <td>1:20~ 1:100</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1:50~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土工図</td> <td>1:100~ 1:200</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設構造物詳細図</td> <td>1:50~ 1:500</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算</td> <td></td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計報告書</td> <td>基本事項検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>基本諸元の決定・整理</td> </tr> <tr> <td>構造検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>本土工、基礎工</td> </tr> <tr> <td>景観検討書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>基本条件 詳細デザイン</td> </tr> <tr> <td>施工計画書</td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>施工計画 仮設計画</td> </tr> <tr> <td>パース</td> <td></td> <td>—</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> <td>A-3 版の着色</td> </tr> </tbody> </table>	設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類								摘要	堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備	詳細設計	設計図	位置図	1:2500~ 1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平面図	1:500~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		縦断面図	V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○		横断面図	1:50~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		本体構造詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○		基礎工詳細図	1:20~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付帯工詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○				○	○			配筋図	1:50~ 1:200	○	○	○				○	○			土工図	1:100~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○		仮設構造物詳細図	1:50~ 1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○		設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本土工、基礎工	景観検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン	施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画	パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○
設計種別	設計項目					成果物項目	縮尺	種類								摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤			潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	付帯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~ 1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		平面図	1:500~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		縦断面図	V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		横断面図	1:50~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		本体構造詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		基礎工詳細図	1:20~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		付帯工詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		配筋図	1:50~ 1:200	○	○	○	○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		土工図	1:100~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		仮設構造物詳細図	1:50~ 1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本土工、基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	景観検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類								摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤・人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜		付帯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~ 1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		平面図	1:500~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		標準断面図	1:100 または 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		縦断面図	V=1:50~ 1:100 H=1:200~ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		横断面図	1:50~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		本体構造詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		基礎工詳細図	1:20~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		付帯工詳細図	1:20~ 1:100	○	○	○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		配筋図	1:50~ 1:200	○	○	○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		土工図	1:100~ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		仮設構造物詳細図	1:50~ 1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		数量計算書	数量計算		○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
設計報告書	基本事項検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の決定・整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	構造検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	本土工、基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	景観検討書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	施工計画書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設計画																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
パース		—	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3 版の着色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
道路編-13	<p>第6編 道路編 第2章 交通現況調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量特性を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、監督員の指示する道路断面、調査時期（調査日・時間）及び計測単位、車種別、方向別交通量を人手等により観測を行うものとする。なお、自転車歩行者の計測は監督員の指示によるものとする。また、車種分類、自転車歩行者については「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	<p>第6編 道路編 第2章 交通現況調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>1. 業務目的 単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 (3) 交通量調査 受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要領交通調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>
道路編-125	<p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第3節 地下駐車場予備設計</p> <p>第6606条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p>	<p>第6章 地下駐車場計画・設計</p> <p>第3節 地下駐車場予備設計</p> <p>第6606条 地下駐車場本体予備設計</p> <p>2. 業務内容 (8) 景観検討 受注者は、設計図書に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p>
道路編-138	<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6703条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 景観検討 受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。</p>	<p>第7章 トンネル設計</p> <p>第2節 トンネル設計</p> <p>第6703条 山岳トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容 (12) 景観検討 受注者は、設計図書に定めのある場合には、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。</p>
道路編-142	<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (16) 景観検討 受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p>	<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容 (16) 景観検討 受注者は、設計図書に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
道路編-152	<p>第3節 シールドトンネル設計</p> <p>第6708条 立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。</p>	<p>第3節 シールドトンネル設計</p> <p>第6708条 立坑予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(12) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。</p>
道路編-155	<p>第6709条 立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。</p>	<p>第6709条 立坑詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(18) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。</p>
道路編-158	<p>第4節 開削トンネル設計</p> <p>第6711条 開削トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>	<p>第4節 開削トンネル設計</p> <p>第6711条 開削トンネル予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(14) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、第6703条山岳トンネル予備設計第2項の(12)に準ずるものとする。</p>
道路編-161	<p>第6712条 開削トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(19) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。</p>	<p>第6712条 開削トンネル詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(19) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、第6704条山岳トンネル詳細設計第2項の(16)に準ずるものとする。</p>
道路編-177	<p>第8章 橋梁設計</p> <p>第2節 橋梁設計</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。</p>	<p>第8章 橋梁設計</p> <p>第2節 橋梁設計</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正
道路編-179	<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 景観検討</p> <p>受注者は、特記仕様書または数量総括表に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p>	<p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(8) 景観検討</p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。</p>
道路編-186	<p>第4節 橋梁補強設計</p> <p>第6809条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工あるいは基礎工について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>	<p>第4節 橋梁補強設計</p> <p>第6809条 橋梁補強予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。</p>

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)	改正																																																																																																																			
港湾・漁港編-7	第10編 港湾・漁港編 第1章 環境調査業務 第2節 水質調査 表1-1 水質試験方法	第10編 港湾・漁港編 第1章 環境調査業務 第2節 水質調査 表1-1 水質試験方法																																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気温</td> <td>JISK0102 (2008) 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JISK0102 (2008) 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JISK0102 (2008) 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針 (1999) 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JISK0101 (1998) 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">生活環境項目</td> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JISK0102 (2008) 12.1又はガラス電極法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JISK0102 (2008) 32.1又は隔膜電極法</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JISK0102 (2008) 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JISK0102 (2008) 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第59号付表8</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1</td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JISK0102 (2008) 45.2、45.3、45.4又はJISK017</td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JISK0102 (2008) 46.3又はJISK0170-4</td> </tr> <tr> <td>Nn-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第59号付表10又は環告第64号付表4</td> </tr> <tr> <td>亜鉛</td> <td>JISK0102 (2008) 53</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康項目等</td> <td>カドミウム</td> <td>JISK0102 (2008) 55</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JISK0102 (2008) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又はJISK0170-9</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JISK0102 (2008) 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JISK0102 (2008) 65.2又はJISK0170-7</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>JISK0102 (2008) 61.2、61.3又は61.4</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニール (PCB)</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気温	JISK0102 (2008) 7.1	水温	JISK0102 (2008) 7.2	色相	JIS標準色票	臭気	JISK0102 (2008) 10.1	塩分	海洋観測指針5.3	透明度	海洋観測指針 (1999) 3.2	濁度	JISK0101 (1998) 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JISK0102 (2008) 12.1又はガラス電極法	溶存酸素 (DO)	JISK0102 (2008) 32.1又は隔膜電極法	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JISK0102 (2008) 21	化学的酸素要求量 (COD)	JISK0102 (2008) 17	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表8	大腸菌群数	環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1	全窒素	JISK0102 (2008) 45.2、45.3、45.4又はJISK017	全りん	JISK0102 (2008) 46.3又はJISK0170-4	Nn-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表10又は環告第64号付表4	亜鉛	JISK0102 (2008) 53	健康項目等	カドミウム	JISK0102 (2008) 55	全シアン	JISK0102 (2008) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又はJISK0170-9	鉛	JISK0102 (2008) 54	六価クロム	JISK0102 (2008) 65.2又はJISK0170-7	砒素	JISK0102 (2008) 61.2、61.3又は61.4	総水銀	環告第59号付表1	アルキル水銀	環告第59号付表2	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第59号付表3	ジクロロメタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気温</td> <td>JISK0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>水温</td> <td>JISK0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td>JISK0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針3.2</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>JISK0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">生活環境項目</td> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JISK0102 12.1又はガラス電極法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JISK0102 32.1又は隔膜電極法</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JISK0102 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JISK0102 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第59号付表9</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1</td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JISK0102 45.2、45.3、45.4又は45.6</td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JISK0102 46.3</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン抽出物質</td> <td>環告第59号付表14又は環告第64号付表4</td> </tr> <tr> <td>亜鉛</td> <td>JISK0102 53</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">健康項目等</td> <td>カドミウム</td> <td>JISK0102 55</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JISK0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JISK0102 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JISK0102 65.2 (ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JISK0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行う。)</td> </tr> <tr> <td>砒素</td> <td>JISK0102 61.2、61.3又は61.4</td> </tr> <tr> <td>総水銀</td> <td>環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニール (PCB)</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気温	JISK0102 7.1	水温	JISK0102 7.2	色相	JIS標準色票	臭気	JISK0102 10.1	塩分	海洋観測指針5.3	透明度	海洋観測指針3.2	濁度	JISK0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JISK0102 12.1又はガラス電極法	溶存酸素 (DO)	JISK0102 32.1又は隔膜電極法	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JISK0102 21	化学的酸素要求量 (COD)	JISK0102 17	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表9	大腸菌群数	環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1	全窒素	JISK0102 45.2、45.3、45.4又は45.6	全りん	JISK0102 46.3	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4	亜鉛	JISK0102 53	健康項目等	カドミウム	JISK0102 55	全シアン	JISK0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5	鉛	JISK0102 54	六価クロム	JISK0102 65.2 (ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JISK0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行う。)	砒素	JISK0102 61.2、61.3又は61.4	総水銀	環告第59号付表1	アルキル水銀	環告第59号付表2	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第59号付表3	ジクロロメタン
	試験項目	試験方法																																																																																																																			
現場測定項目	気温	JISK0102 (2008) 7.1																																																																																																																			
	水温	JISK0102 (2008) 7.2																																																																																																																			
	色相	JIS標準色票																																																																																																																			
	臭気	JISK0102 (2008) 10.1																																																																																																																			
	塩分	海洋観測指針5.3																																																																																																																			
	透明度	海洋観測指針 (1999) 3.2																																																																																																																			
	濁度	JISK0101 (1998) 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D																																																																																																																			
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JISK0102 (2008) 12.1又はガラス電極法																																																																																																																			
	溶存酸素 (DO)	JISK0102 (2008) 32.1又は隔膜電極法																																																																																																																			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JISK0102 (2008) 21																																																																																																																			
	化学的酸素要求量 (COD)	JISK0102 (2008) 17																																																																																																																			
	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表8																																																																																																																			
	大腸菌群数	環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1																																																																																																																			
	全窒素	JISK0102 (2008) 45.2、45.3、45.4又はJISK017																																																																																																																			
	全りん	JISK0102 (2008) 46.3又はJISK0170-4																																																																																																																			
	Nn-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表10又は環告第64号付表4																																																																																																																			
	亜鉛	JISK0102 (2008) 53																																																																																																																			
健康項目等	カドミウム	JISK0102 (2008) 55																																																																																																																			
	全シアン	JISK0102 (2008) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又はJISK0170-9																																																																																																																			
	鉛	JISK0102 (2008) 54																																																																																																																			
	六価クロム	JISK0102 (2008) 65.2又はJISK0170-7																																																																																																																			
	砒素	JISK0102 (2008) 61.2、61.3又は61.4																																																																																																																			
	総水銀	環告第59号付表1																																																																																																																			
	アルキル水銀	環告第59号付表2																																																																																																																			
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第59号付表3																																																																																																																			
	ジクロロメタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																			
		試験項目	試験方法																																																																																																																		
現場測定項目	気温	JISK0102 7.1																																																																																																																			
	水温	JISK0102 7.2																																																																																																																			
	色相	JIS標準色票																																																																																																																			
	臭気	JISK0102 10.1																																																																																																																			
	塩分	海洋観測指針5.3																																																																																																																			
	透明度	海洋観測指針3.2																																																																																																																			
	濁度	JISK0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計YPC-1D																																																																																																																			
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JISK0102 12.1又はガラス電極法																																																																																																																			
	溶存酸素 (DO)	JISK0102 32.1又は隔膜電極法																																																																																																																			
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JISK0102 21																																																																																																																			
	化学的酸素要求量 (COD)	JISK0102 17																																																																																																																			
	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表9																																																																																																																			
	大腸菌群数	環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1																																																																																																																			
	全窒素	JISK0102 45.2、45.3、45.4又は45.6																																																																																																																			
	全りん	JISK0102 46.3																																																																																																																			
	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4																																																																																																																			
	亜鉛	JISK0102 53																																																																																																																			
健康項目等	カドミウム	JISK0102 55																																																																																																																			
	全シアン	JISK0102 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又は38.1.2及び38.5																																																																																																																			
	鉛	JISK0102 54																																																																																																																			
	六価クロム	JISK0102 65.2 (ただし、65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 JISK0170-7の7のa) 又はb) に定める操作を行う。)																																																																																																																			
	砒素	JISK0102 61.2、61.3又は61.4																																																																																																																			
	総水銀	環告第59号付表1																																																																																																																			
	アルキル水銀	環告第59号付表2																																																																																																																			
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第59号付表3																																																																																																																			
	ジクロロメタン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																			

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)		改正			
港湾・漁港編-7	健康項目等	四塩化炭素	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	健康項目等	四塩化炭素	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
		1,2-ジクロロエタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2		1,2-ジクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
		トリクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		トリクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
		テトラクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		テトラクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
		1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2		1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2
		シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2		シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2
港湾・漁港編-8	健康項目等	1.1.1-トリクロロエタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	健康項目等	1.1.1-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
		1.1.2-トリクロロエタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5		1.1.2-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
		1,3-ジクロロプロペン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.1		1,3-ジクロロプロペン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1
		チウラム	環告第59号付表4		チウラム	環告第59号付表4
		シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2		シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
		チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2		チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
		ベンゼン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2		ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2
		セレン	JISK0102 (2008) 67.2、67.3又は67.4		セレン	JISK0102 67.2、67.3又は67.4
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JISK0102 (2008) 43.2.1、43.2.3又は43.2.5 (硝酸性) JISK0102 (2008) 43.1 (亜硝酸性)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JISK0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 (硝酸性) JISK0102 43.1 (亜硝酸性)
		フッ素	JIS		フッ素	JISK0102 34.1又は34.1 (C) 及び付表6
		ホウ素	JIS		ホウ素	JISK0102 47.1、47.3又は47.4
		1,4-ジオキサン	環告第59号付表7		1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
	特殊項目	フェノール類	JISK0102 (2008) 28.1.2	特殊項目	フェノール類	JISK0102 28.1
		銅	JISK0102 (2008) 52.2		銅	JISK0102 52.2、52.3、52.4又は52.5
		鉄 (溶解性)	JISK0102 (2008) 57.2、57.3又は57.4		鉄 (溶解性)	JISK0102 57.2、57.3又は57.4
		マンガン (溶解性)	JISK0102 (2008) 56.2、56.3、56.4又は56.5		マンガン (溶解性)	JISK0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
		クロム	JISK0102 (2008) 65.1.1		クロム	JISK0102 65.1
		有機燐化合物	環告第64号付表1又はパ ^ラ チ ^ン 、メ ^ル パ ^ラ チ ^ン 若しくはEPNはJISK0102 (2008) 31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く。)、メ ^ル パ ^ラ チ ^ン は環告第64号付表2		有機燐化合物	環告第64号付表1又はパ ^ラ チ ^ン 、メ ^ル パ ^ラ チ ^ン 若しくはEPNはJISK0102 31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く。)、メ ^ル パ ^ラ チ ^ン は環告第64号付表2
		アンモニア性窒素	JISK0102 (2008) 42.2、42.3又は42.5		アンモニア性窒素	JISK0102 42.2、42.3、42.5又は42.6

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)		改正			
港湾・漁港編-8	要監視項目	クロロホルム	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.1	要監視項目	クロロホルム	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1
		トランス-1、2-ジクロロエ	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.1		トランス-1、2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1
		1,2-ジクロロプロパン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.1		1,2-ジクロロプロパン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1
		p-ジクロロベンゼン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.1		p-ジクロロベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1
		イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2		イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
		ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2		ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
		フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2		フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
		イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2		イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
		オキシシン銅	環告第121号付表2		オキシシン銅	環告第121号付表2
		クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2		クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
		プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2		プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
		E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2		E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2
		ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2		ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
		フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2		フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
		イプロベンボス	環水規第121号付表1の第1又は第2		イプロベンボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
		クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2		クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
港湾・漁港編-9	要監視項目	トルエン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2	要監視項目	トルエン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2
		キシレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2		キシレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2
		フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2		フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2
		ニッケル	JISK0102 (2008) 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5		ニッケル	JISK0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5
		モリブデン	JISK0102 (2008) 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5		モリブデン	JISK0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5
		アンチモン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3		アンチモン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3
		塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1		塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1
		エビクロヒドリ	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2		エビクロヒドリ	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2
		全マンガン	JISK0102 (2008) 56.2、56.3、56.4又は56.5		全マンガン	JISK0102 56.2、56.3、56.4又は56.5
		ウラン	環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2又は第3		ウラン	環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2又は第3

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)				改正					
港湾・漁港編-11	第3節 底質調査 表1-2 底質調査方法				第3節 底質調査 表1-2 底質調査方法					
	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験項目	溶出試験		含有量試験	
		試験方法	摘要	試験方法	摘要		試験方法	摘要	試験方法	摘要
	アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II.5.2		アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法 II.5.14.2	
	水銀又はその化合物	環告第59号付表1		底質調査方法 II.5.1		水銀又はその化合物	環告第59号付表1		底質調査方法 II.5.14.1	
	カドミウム又はその化合物	JISK0102 (2008) 55		底質調査方法 II.6		カドミウム又はその化合物	JISK0102 55		底質調査方法 II.5.1	
	鉛又はその化合物	JISK0102 (2008) 54		底質調査方法 II.7		鉛又はその化合物	JISK0102 54		底質調査方法 II.5.2	
	有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 (2008) 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメチルシランにあっては環告第64号付表2)				有機燐化合物	環告第64号付表1又はJISK0102 31.1のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメチルシランにあっては環告第64号付表2)			
	六価クロム化合物	JISK0102 (2008) 65.2		底質調査方法 II.12.3		六価クロム化合物	JISK0102 65.2		底質調査方法 II.5.12.3	
	ひ素又はその化合物	JISK0102 (2008) 61		底質調査方法 II.13		ひ素又はその化合物	JISK0102 61		底質調査方法 II.5.9	
	シアン化合物	JISK0102 (2008) 38ただし、38.1.1は除く		底質調査方法 II.14		シアン化合物	JISK0102 38ただし、38.1.1は除く		底質調査方法 II.4.11	
	P C B	環告第59号付表3又はJISK0093 (2002)		底質調査方法 II.15		P C B	環告第59号付表3又はJISK0093		底質調査方法 II.6.4	
	有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改訂：平成15年6月	有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改訂：平成15年6月
	銅又はその化合物	JISK0102 (2008) 52		底質調査方法 II.8		銅又はその化合物	JISK0102 52		底質調査方法 II.5.3	
亜鉛又はその化合物	JISK0102 (2008) 53		底質調査方法 II.9		亜鉛又はその化合物	JISK0102 53		底質調査方法 II.5.4		
ふっ化物	JISK0102 (2008) 34				ふっ化物	JISK0102 34				

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)					改正				
港湾・漁港編-11	トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJISK0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
	テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5				テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJISK0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
	ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7	最終改正：平成12年1月14日			ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7	最終改正：平成12年1月14日		
	クロム又はその化合物	JISK0102 (2008) 65.1		底質調査方法 II.12.1		クロム又はその化合物	JISK0102 65.1		底質調査方法 II.5.12	
	ニッケル又はその化合物	JISK0102 (2008) 59				ニッケル又はその化合物	JISK0102 59			
	バナジウム又はその化合物	JISK0102 (2008) 70				バナジウム又はその化合物	JISK0102 70			
港湾・漁港編-12	ジクロロメタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				ジクロロメタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
	四塩化炭素	環告第14号別表2又はJISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				四塩化炭素	環告第14号別表2又はJISK0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
	1,2-ジクロロエタン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				1,2-ジクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
	1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
	1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJISK0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)					改正				
港湾・漁港編-12	1, 1, 2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				1, 1, 2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJISK0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5			
	1, 3-ジクロロプロペン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1				1, 3-ジクロロプロペン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
	チウラム	環告第59号付表4				チウラム	環告第59号付表4			
	シマジン	環告第59号付表5				シマジン	環告第59号付表5			
	チオベンカルブ	環告第59号付表5				チオベンカルブ	環告第59号付表5			
	ベンゼン	JISK0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2				ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
	セレン	JISK0102 (2008) 67				セレン	JISK0102 67			
	1, 4-ジオキサン	環告第59号付表7				1, 4-ジオキサン	環告第59号付表7			
	ダイオキシン類	環告第14号第四 JISK0312 (1999)	最終改正：平成15年6月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正：平成14年7月22日	ダイオキシン類	環告第14号第四 JISK0312	最終改正：平成15年6月13日	環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正：平成14年7月22日
	泥温			JISK0102 (2008) 7に準ずる方法		泥温			JISK0102 7に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による		泥色			新版標準土色帳による		
港湾・漁港編-13	水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JISK0102 (2008) 12.1に準ずる		水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JISK0102 12.1に準ずる	
	化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法 II. 20		化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法 II. 20	
	硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 17		硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 17	
	強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4		強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4	

業務委託共通仕様書新旧対照表

頁	現行(平成30年10月)					改正				
港湾・漁港編-13	密度(比重)			JISA1202 (1999)		密度(比重)			JISA1202	
	粒度組成			JISA1204 (2000)		粒度組成			JISA1204	
	<p>注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日)を示す 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日)を示す 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和63年9月8日)を示す。 「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日)を示す。 「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号 昭和48年2月17日)を示す。 「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第68号 平成11年12月27日)を示す。</p>					<p>注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号 昭和46年12月28日)を示す 「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日)を示す 「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。 「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日)を示す。 「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号 昭和48年2月17日)を示す。 「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第68号 平成11年12月27日)を示す。</p>				